

うきは市農業委員会第16回総会議事録

[開催日時] 令和元年6月10日(月)午後1時30分から

[開催場所] うきは市役所 3階大会議室

[議事日程]

議案第1号 農地法第5条の規定による計画変更申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移
転)について

議案第6号 うきは市農業振興計画の変更及び農業振興地域整備計画の変更
について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権
設定)について

報告第1号 農地法第3条許可取消について

報告第2号 永小作の解約通知について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第4号 地目変換届について

報告第5号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第6号 土地改良届について

〔出席委員〕 16人

会 長 16番 佐々木 芳幸

会長職務代理者 15番 中 村 稔

委 員

1 番 赤司 正光 8 番 梶村 輝明

2 番 山下 保則 9 番 堀江 清成

3 番 吉瀬 正毅 10番 竹石 正芳

4 番 石井 好人 11番 樋口 美智子

5 番 山手 忠男 12番 堀江 裕一郎

6 番 佐藤 景一 13番 樋口 健次

7 番 尾花 里美 14番 佐藤 春義

〔農業委員会事務局職員〕

事務局長 石井 太

係 長 樋口 秀夫 技 師 堀江 太一

農政係長 高山 靖生

議 事 録

事務局 それではうきは市農業委員会会議規則第5条に基づきまして、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(議案第1号-1上程)

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。議案第1号「農地法第5条の規定による計画変更申請について」を議題と致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 【議案第1号-1朗読・説明】

議長 それでは説明が終わりましたので分科会長の意見を求めます。
10番 分科会会長10番です。現地を視察しましたが、駐車場と駐車場に挟まれた小さな雑種地のようになっております。特に問題ないと思いますのが、皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 それでは担当委員説明をよろしくお願ひいたします。
3番 今回の申請者は後程審議がありますが、いくつか申請しており、駐車場を拡大との事でした。北側の方は既に承諾を得ており、駐車場が全部繋がる事が可能であればうきは市の方で側溝を作るという事で、雨水の方は心配ないようです。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 報告が終わりましたので質疑に入りたいと思います。ご意見のある方は挙手を求めます

14番 園庭から駐車場に変える理由は何ですか？

事務局 今、園庭となっている所について隣接している3筆の転用になってくるのですが、今度学童保育所が出来る予定で現在職員用の駐車場で使っている所出来るため、その代わりに駐車場と現在の駐車場の拡張という事で話は聞いております。

議長 以前は3筆の真ん中の土地のみ園庭と言う事で申請しておりましたが、真ん中だけ園庭では使いづらいという所もあると思います。

14番 最初は園庭で申請しておいて、どのような背景で変更になったのかと思ひまして。

3番 最初は隣の土地を二筆購入する予定だったのですが、その土地の持ち主が病気になられて、その申請は取り消しとなったようです。その後持ち主の方が亡くなられ、その土地を遺族の方が相続し譲受人に譲りたいとの事でした。

議長 他にご質問はありませんか？なければ採決に入りたいと思います。

議長 賛成の方挙手を求めます。

全員賛成ということで許可相当とし、県の方に進達いたします。

議長	引き続き議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。
事務局	【議案第2号-1朗読・説明】
議長	それでは分科会長の意見を求めます。
10番	現地を視察した所、現況は畑になってますが、実際には荒廃しております。その土地は段がついておりまして、自己用住宅の建築変更ということで、排水とかの問題はないと思いますので特に問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	それでは担当委員説明をよろしくお願ひいたします。
15番	今説明があつた通りで、場所は県道の南側です。周りも住宅に囲まれておりまして問題はないともいます。よろしくお願ひ致します。
議長	それでは質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手願ひします。
議長	質疑なしということで採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
議長	全員賛成ということで許可相当とし県の方に進達いたします。
議長	引き続き議案第2号2、3に移りたいと思います。
事務局	【議案第2号-2、3朗読・説明】
議長	それでは分科会長の意見を求めます。
10番	先ほど変更申請が出ました田んぼの両側の土地です。道路に面した土地で駐車場ということで問題ないと思います。
議長	それでは担当委員説明をよろしくお願ひいたします。
3番	先ほどの議題に繋がる話ですが、真ん中に申請者の土地、東西に申請地があり、その土地を譲り受けるということです。また、雨水の溝は一本でつながるのであれば市の方で作るということです。特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。
議長	それでは質疑に入りたいと思います。
議長	質疑なしと認めます。
議長	採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。
議長	全員賛成ということで許可相当とし、県の方に進達いたします。
議長	続きまして議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。
事務局	【議案第3号-1朗読・説明】
議長	それでは分科会長の意見を求めます。
10番	現在は車庫という事で、始末書付きの申請となっております。特に問題はないとおもいます。
議長	それでは担当委員説明をよろしくお願ひいたします。

- 5 番 分科会長の説明の通りです。既に違反して車庫が建っており、少し先まで地上げして申請した形となっております。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
- 3 番 農地とは関係ないと思うのですが、この固定資産税はどのようなになっていますか？
- 事務局 土地にかかっていたかは分かりませんが、建物にはかかっていたかかもしれません。正確にはちょっと分からないので、税務課と話し合ってみたいと思います。
- 5 番 私のところに行政書士さんがおみえになってお話したのですが。本人が来て説明するのではないかと思ったのですが。
- 事務局 こちらからは説明に行ってくださいと伝えているだけで、本人が行ってくださいとは伝えておりませんでした。これからはなるべく本人に行ってもらうように伝えていこうかと思っています。
- 議長 それでは採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 全員賛成ということで許可相当とし、県の方に進達いたします。
- 議長 それでは議案第4号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。説明をお願いします。
- 事務局 **【議案第4号ー1朗読・説明】**
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 10 番 ヒアリングの際に半分は渋柿、半分はキウイを作るということで、渋柿は干し柿にして台湾に輸出するとのことでした。キウイは現在ぶどう畑で、棚が残っていたので、周りの農家さんに教えていただきながら作っていくのも良いのではと助言しました。また、近隣の農家さんとの共同作業なども積極的に参加しトラブルを起こさないよう要請しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
- 議長 それでは担当委員説明をよろしくお願いいたします。
- 1 番 二回目のヒアリングでしたが、色々問題はあると思いますのでアフターフォローが大切だと思いました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
- 議長 それでは質疑に入りたいと思います。ご意見のある方は挙手を求めます。
- 12 番 前回の申請で不許可ということで、営農計画の見直して再申請という事ですが、具体的にはどのような営農計画になっているのですか？
- 事務局 現在譲受人は家族滞在の資格で日本に在住しており旦那から扶

養で暮らしており、原則、仕事は出来ません。しかし、譲受人は資格外活動の許可を取得しており週28時間を超えない就労であれば、風俗関係の仕事以外は可能であるということで、入国管理局にも確認済みです。そこで、週28時間以内で耕作可能な作物という事で、農協に相談したところ、柿であれば可能という事でした。当初はキウイフルーツを作るという事でしたが、柿の方が近隣の農家の方も作っているので助言を受け易いだろうという事でした。また、現在植わっているぶどうの木については、本人もこのままでは実はならないだろうということは理解しており、今年1年様子を見てダメなときは柿に植え替えて7年後の収穫を目指すという事で、それまでは管理の方をしていくという事でした。

議長 バイトを雇ってもその時間内ということなんですか？

事務局 これは本人が畑に出て作業する時間が28時間ということではありません。仮にアルバイトを雇ったとすると、アルバイトの労務管理も対象となります。では、どうやってその時間を割り出すのかというところはありますが、そのような形になっているということは入国管理局にも確認はとっております。

12番 前回の申請のヒアリングのときに申請人のお父さんがやるという事でしたが、その辺はどうなっているのですか？

事務局 申請者のお父さんの件につきましては、家族滞在の資格ではなく、旅行のようなもので滞在しているということです。これにより日本に滞在できる期間は短く限られておりますので、労働力とは考えていないということです。たまに、日本に来たときに手伝おうかということはあるかもしれませんが、基本的には申請人のみでやるということです。

3番 隣の市では永住権がないと門前払いときいています。近隣の地域でもこのような案件は初めてのようなので、これから先似たような件があれば許可せざるをえないのかなと思いました。

事務局 現在農地を売りたいという人の方が多いわけで、しっかり管理されて頂けるのであれば歓迎されることだと思いますが、まだ事務局としてはしっかり整理できていないということに課題が残っております。また近隣の地域に例がなく法的には永住権がないと土地を取得できないという訳ではなく、棄却できないということで、今回は先に金銭的なやり取りが既に行われていたということで話がややこしくなっているのですが、事務局では本来であれば利用権を結んでもらい営農ができる状態で申請すべき案件だと思っております。なので、今後窓口に来られる方にはきちんと実績を作ってくださいと説明をしていきたいと思っております。また、新規就農に関しては、柿を今から作っても、こ

	<p>ここにいる我々がいるときにまだ実はつかないと思いますので、その辺りはJA、普及所と協力しながらやっていきたいとおもいます。また、案件が落ち着きましたら、一度協議の場を持ちたいと思います。今後こういった案件が来た際には窓口レベルではありますが、本人の意見を聞いた上で、金銭面のやりとりは先にしないようにということを窓口で伝えていきたいと思います。</p>
10番	<p>このような案件の場合はどのように対応するなどのマニュアルを設定しておく方が良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>私の最初はそうした方が良くないと思ひまして、調べてみると静岡にある浜松市では永住権を取得した者に限るということでした。以前、外国人が農地を取得しようとしたことがあったため条件として永住権の取得という事で要綱を設けた所、国からその条件はいかがなものかという事で指摘が入ったという事です。そのため、これから先、永住権を条件に制限をかける事は難しいのではという事でした。</p>
12番	<p>もしこの案件が承認された場合これから先の指導・管理はどうしていくつもりでしょうか。</p>
事務局	<p>後で推進員さんへお願いする予定ですが、新規就農に関してはせめて年二回は新規就農者と会っていただき、近況報告を受けるつもりです。</p>
12番	<p>週28時間という条件はどのように対応していくのですか。</p>
事務局	<p>本人を信じるしかないのかなど。ただ、営農計画の拝見した所しっかり28時間以内で収まっています。</p>
12番	<p>出荷するまでの過程で渋柿であれば加工する工程があるのでそうすると、とても時間内には収まらないと思うのですが。</p>
事務局	<p>先ほども言いましたように新規就農であれば年二回以上のヒアリングを行い指導をしていきたいと思ひます。また、この案件の方につきましては土地の賃借の誘導と永住権の意志があるという事なので、永住権を一つの指針として進めていきたいと思ひます。</p>
4番	<p>地元の方の意見としては農地が荒廃するくらいなら、作ってもらった方がいいということなので、地元の声を優先してもいいのではないかと思います。</p>
議長	<p>今後、委員会としても状況管理の指導も行っていきたいと思ひます。</p>
議長	<p>採決に入りたいと思ひます。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議長	<p>賛成多数という事で許可とします。</p>
議長	<p>続きまして議案第4号2を議題とします</p>

事務局	【議案第4号-2朗読・説明】
議長	それでは担当委員の意見を求めます。
10番	平成13年に田と畑の間のあぜのところに登記漏れという事で申請とのことでした。特に問題はないと思います。
議長	質疑に入りたいと思います
議長	採決に入りたいと思います。賛成の方挙手を求めます。
議長	全員賛成ということで許可とします。
議長	引き続き議案第4号3を議題とします。
事務局	【議案第4号-3朗読・説明】
15番	現在申請地は荒廃しており、すぐに耕作できる状況ではありませんが、譲受人は重機などで整地し柿などを植えるという事でした。特に問題はないと思います。
議長	質疑に入りたいと思います。ご意見のある方は挙手を求めます。
議長	質疑なしと認めます。賛成の方の挙手を求めます。
議長	全員賛成ということで許可とします。
議長	引き続き議案第4号4を議題とします。
事務局	【議案第4号-4朗読・説明】
議長	それでは担当委員説明をよろしくお願ひいたします。
15番	譲受人の自宅の横の柿畑になります。以前から利用権を設定しており、借りていたが、今回買い取るという事になったそうです。現地も視察しましたが問題はないと思います。
議長	質疑に入りたいと思います。ご意見のある方は挙手を求めます。
議長	質疑なしと認めます。採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。
議長	全員賛成ということで許可とします。
議長	引き続き議案第4号5～18は同一の譲受人のため一括して説明いたします。
事務局	【議案第4号-5～18朗読・説明】
議長	それでは担当委員説明をよろしくお願ひいたします。
6番	譲受人は農業法人でキウイをゼスプリに全品納入するという計画だそうです。計画予定地は小塩小学校から真美野の方に約1キロ登ったところ。面積は3ヘクタール、その内、約2.3ヘクタールを耕作し、その他の所は管理道路などにあてるとのことでした。今回の申請が通ればすぐにでも簡単な造成工事を行い、来年3月には定植したいとのことでした。生産体制としてはニューガイアやゼスプリの指導者などの他にも地元雇用を考えているようです。計画としては20年とのこと。です。
議長	それでは質疑に入りたいと思います。ご意見のある方は挙手を求めます。

1 2 番	一面に棚を張るのか？、何筆かに分けるということですか？
6 番	3ブロックに分けるそうです。耕作道路でしきって。
1 2 番	20年後はどのようになるのですか？
6 番	私も気になり聞いてみたら、問題なければ更新していくということでした。
1 2 番	申請人は実質的に外国の企業ですよね？そこが外国に出荷とのことなんですが、その辺については問題ないのでしょうか。補助事業の関係とかそのへんはどうでしょうか。
事務局	全額自己資金で整備する。農地の所有者もそのままあくまで貸しているだけという形になります。また、経営が順調ならば更新していきたいとの事でした。譲受人の本社も福岡市の方なので心配ないと思います。
議長	採決に入ります。議案第4号5～18まで賛成の方挙手を求めます。
議長	賛成多数と認め許可とします。
議長	引き続き議案第4号19を議題とします。
事務局	【議案第4号－19朗読・説明】
議長	それでは担当委員説明をよろしくお願いいたします。
1 4 番	場所は210号線沿いの道の駅から日田方面に進んだところになります。現在、柿畑と柿畑の間にキウイ畑があり、キウイ畑を柿畑に変えて専業農家としてやっていきたいとのことでした。
議長	それでは質疑に入りたいと思います。質疑無しと認めます。
議長	採決に入りたいと思います。賛成の方挙手を求めます。
議長	全員賛成ということで許可とします。
議長	続きまして議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）についてを議題とします。
事務局	【議案第5号－1・2朗読・説明】
議長	質疑に入りたいと思います。ご意見のある方は挙手を求めます。
議長	質疑無しと認めます。賛成の方挙手を求めます。
議長	賛成多数ということで許可とします。
議長	引き続き議案第6号うきは市農業振興計画の変更及び農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。
事務局	こちらの説明を農政係長から説明いたします。
議長	【議案第6号－1朗読・説明】
議長	それでは質疑に入りたいと思います。
1 4 番	農業振興計画の変更とはどのようなものですか。また、承認された場合、転用変更、5条の変更などがでてくるのですか。
農政係長	農業振興地域整備計画は市の方で農業振興を図っていく上で重要なところを指定させていただき、整備計画を制定しております。うきは市では平成21年11月に制定され、年二回住宅を

建てたい、山林に戻したい等の申請を受付けております。流れとしては、土地改良区・農業委員会で意見書をもらった後に県の意見書が頂ければ除外が完了となります。まず今日の段階では農業地区域から転用の見込みがあるので除外していいのかの協議を行うといったところです。

14番 青字から白字に変更するということですが、その地域の状況を説明して頂かないと判断しにくいかと思います。

農政係長 一つ目は国本区の山側になります。こちらは中園公民館から東へ150m程の場所で、水田の一部を一般住宅に変えるという事です。二つ目は吉井で、昔のてっぺんゴルフ場の近隣です。こちらは太陽光設置という事で申請があがっております。以前はキウイ畑でしたが、今はやっております。三つ目は小塩になります。ここは山の中にあり一部を山林に戻すという事で申請があがっております。

議長 質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで計画変更を適当であるとの意見書を提出します。

農政係長 すいません、一つだけいいですか。山林に戻す事ができるのならどんどん戻す事はできないのですか？

農政係長 転用と除外はセットになっております。また、転用の条件が厳しく、1種農地であると転用が難しいです。

15番 除外申請を出して、転用をしなかった場合はどうなりますか？
事務局 農地のままです。

議長 引き続き議案第77号に移りたいと思います。

事務局 【議案第7号朗読・説明】

議長 それでは質疑に入りたいと思います。

議長 質疑なしと認めます。賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで適当という意見をつけます。

議長 報告に移りたいと思います。

(報告第1号上程)

事務局 【報告第1号朗読・説明】

議長 ご意見のある方はいませんか？
ないようですので、次に移ります。

(報告第2号上程)

事務局 【報告第2号朗読・説明】

議長 ご意見のある方はいませんか？
ないようですので、次に移ります。

(報告第3号上程)

事務局 【報告第3号朗読・説明】

議長 ご意見のある方はいませんか？

ないようですので、次に移ります。

(報告第4号上程)

事務局 【報告第4号朗読・説明】

議長 ご意見のある方はいませんか？

12番 地目が何から何に変わったか分からない。

事務局 今回のものは田から畑に変更です。次からは議案書に記載します。

議長 次に移ります。

(報告第5号上程)

事務局 【報告第5号朗読・説明】

議長 ご意見のある方はいませんか？

ないようですので、次に移ります。

(報告第6号上程)

事務局 【報告第6号朗読・説明】

議長 ご意見のある方はいませんか？

ないようですので以上で報告事項を終わります。